

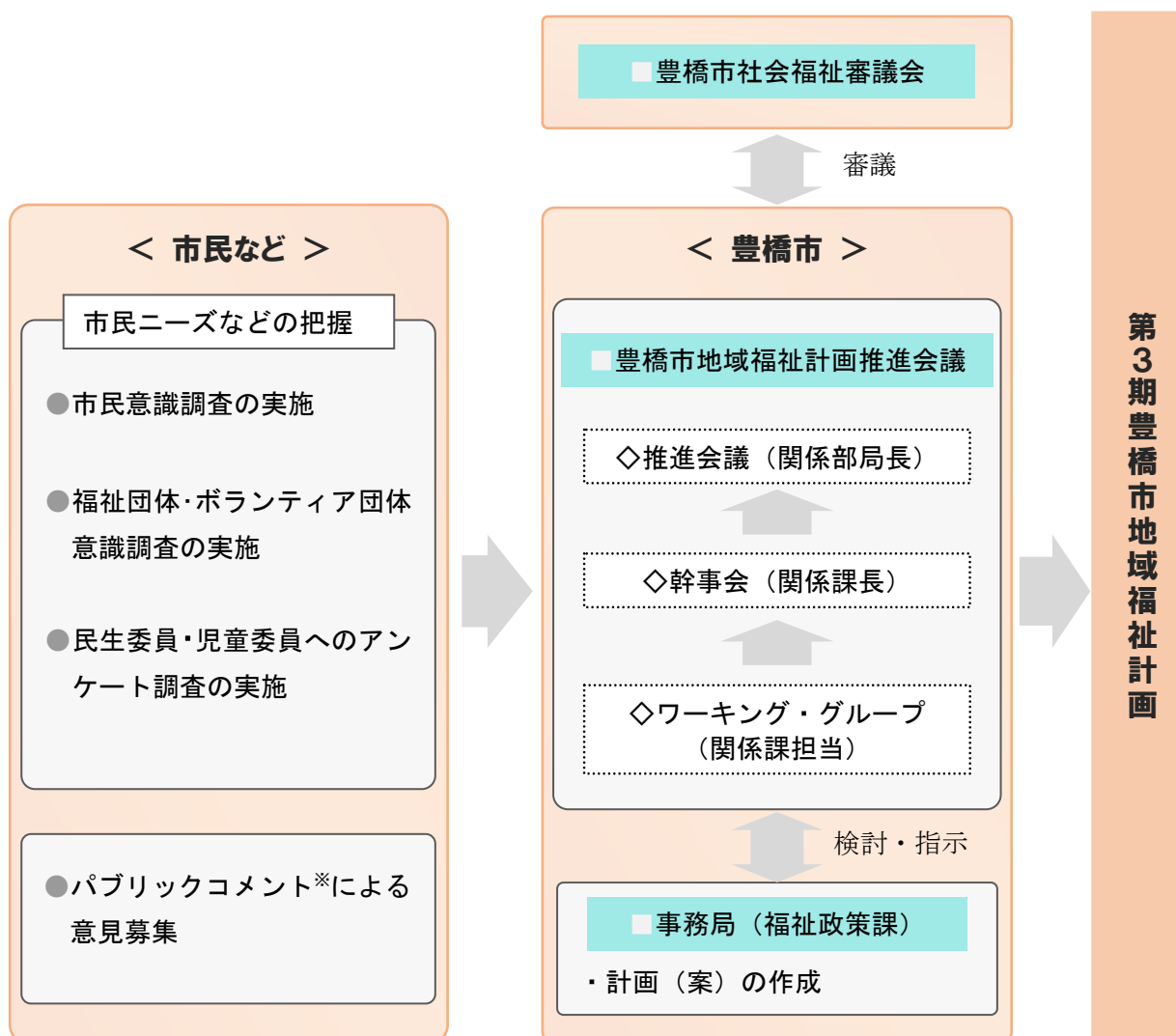
## 資料編

## 1 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民などの意識やニーズを把握するため、市民意識調査、福祉団体・ボランティア団体意識調査及び民生委員・児童委員へのアンケート調査を実施しました。

また、本計画は各分野の個別計画との関連が深いことから、庁内に「豊橋市地域福祉計画推進会議」を設置し、計画案の検討を行うとともに、学識経験者、社会福祉を目的とする事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う方などの委員で構成される「豊橋市社会福祉審議会」において審議をしていただきました。

## ◀ 計画策定の流れ ▶



## 2 策定経過

### <平成26年度>

年 月 日	会議等	主な内容
平成26年6月5日	第1回幹事会	○第3期豊橋市地域福祉計画の策定について
平成26年7月8日	第2回幹事会	○アンケート調査について
平成26年7月17日	第1回推進会議	○第3期豊橋市地域福祉計画の策定について ○アンケート調査について
平成26年7月31日 ～8月19日		○豊橋市地域福祉に関するアンケート調査 (対象：市内在住の満15歳～80歳以下の男女3,000名) ○福祉ボランティア団体アンケート調査 (対象：豊橋市社会福祉協議会登録のボランティア団体172団体)

### <平成27年度>

年 月 日	会議等	主な内容
平成27年5月7日 ～5月20日		○民生委員・児童委員アンケート調査 (対象：地区会長36名)
平成27年7月10日	第3回幹事会	○第3期豊橋市地域福祉計画(中間報告)について
平成27年7月16日	社会福祉審議会	○第3期豊橋市地域福祉計画(中間報告)について
平成27年7月23日	第2回推進会議	○第3期豊橋市地域福祉計画(中間報告)について
平成27年11月17日	第4回幹事会	○第3期豊橋市地域福祉計画(素案)について
平成27年11月25日	社会福祉審議会	○第3期豊橋市地域福祉計画(素案)について
平成27年12月3日	第3回推進会議	○第3期豊橋市地域福祉計画(素案)について
平成28年1月25日	市議会 福祉教育委員会	○第3期豊橋市地域福祉計画(素案)について
平成28年2月1日 ～3月1日		○パブリックコメントの実施
平成28年3月11日	第5回幹事会	○第3期豊橋市地域福祉計画(案)について
平成28年3月11日	第4回推進会議	○第3期豊橋市地域福祉計画(案)について

### 3 豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の理念に基づき、社会福祉を地域で実現するため、豊橋市における地域福祉計画の策定及び地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、豊橋市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 地域福祉計画の立案
- (3) 地域福祉計画の推進に関する重要事項の調査検討及び調整
- (4) 地域福祉計画における各事業の検証及び評価
- (5) その他目的達成に必要な事項の検討

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 推進会議は、会長が招集する。

4 会長は、会務を総理する。

5 推進会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(社会福祉審議会)

第4条 推進会議は、地域福祉計画の策定及び推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて社会福祉審議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は次の事項を所掌し、幹事長は、推進会議に必要な資料を提出する。

- (1) 地域福祉計画の計画素案の作成
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進に関する必要事項の調査検討

3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。

4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 ワーキンググループは次の事務を所掌し、リーダーは幹事会に必要な資料を提出する。

- (1) 地域福祉計画の策定に必要な基礎的な調査研究

3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。

4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表第1

##### 推進会議

役 職	職 名
会 長	福祉部長兼福祉事務所長
副会長	総務部長
委 員	危機管理監
//	財務部長
//	企画部長
//	文化市民部長
//	こども未来部長
//	健康部長兼保健所長
//	建設部長
//	都市計画部長
//	教育部長

## 別表第2

## 幹事会

役職	職名
幹事長	福祉政策課長
幹事	防災危機管理課長
〃	政策企画課長
〃	市民協働推進課長
〃	長寿介護課長
〃	障害福祉課長
〃	生活福祉課長
〃	こども未来政策課長
〃	こども家庭課長
〃	保育課長
〃	健康政策課長
〃	健康増進課長
〃	教育委員会生涯学習課長

## 別表第3

## ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	福祉政策課課長補佐
スタッフ	防災危機管理課職員
〃	政策企画課職員
〃	市民協働推進課職員
〃	福祉政策課職員
〃	長寿介護課職員
〃	障害福祉課職員
〃	生活福祉課職員
〃	こども未来政策課職員
〃	こども家庭課職員
〃	保育課職員
〃	健康政策課職員
〃	健康増進課職員
〃	教育委員会生涯学習課職員

---

## 4 用語の説明

### あ行

#### 赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた保護者が無料でおむつ替えや授乳のできる施設・店舗の愛称。

#### アクティブシニア

主体的、積極的に生きがいを持って活発に活動する 50 代半ば以降のシニア層。

#### 育なび

豊橋市の子育てに関する情報をまとめたポータルサイト。妊娠期から子どもが 18 歳になるまでの子育てに役立つ情報のほか、子育てに関わる事業者向けの情報も提供している。

#### 一般就労

障害者が一般の企業等で就労すること。

### S N S

social networking service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのこと。例えば、Twitter や Facebookなどを指す。

### N P O

Non Profit Organization の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

### か行

#### 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

#### 高齢者等見守りネットワーク

ライフライン事業者をはじめとした地域の事業者が、通常業務を行う中で見守りを行う取組み。

#### コミュニティバス

交通事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において、その地域住民が主体となって日常の移動手段として確保する乗合型の公共交通のこと。

## さ行

### 災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点となるもの。被災地二  
ーズの把握、ボランティアの受け入れなどを活動内容とする。

### サロン活動

身近な地域で、市民やボランティアなどが協働で企画・運営している仲間づくりの活動。高齢者や  
子育て中の人、障害者などの交流の場として活用されている。

### 市民活動プラザ

市内で活動しているボランティア・市民活動団体に関する情報を収集し、広くその情報を提供する  
とともに、活動の支援、活動に対する意識啓発や交流の推進などの事業を行っており、市民センタ  
ー「カリオンビル」内にある。平成 19 年度に豊橋市ボランティア情報センターから名称変更して  
いる。

### 市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がない  
場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約な  
どの法律行為を行う。

### 社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、市民やボ  
ランティア、民生委員児童委員、福祉、保健などの関係機関・団体、行政機関とともに活動を進め、  
市民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や民間性を発揮した福祉サービスの企画を実施  
している。

### 社会福祉法

昭和 26 年に制定された、わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的  
や理念、原理などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、  
社会福祉法人等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

### 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

### 成年後見支援センター

成年後見制度の総合相談窓口として、総合福祉センター（あイトピア）内に開設し、相談、親族後  
見人への支援、普及・啓発、法人後見の受任を実施している。

---

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な成年者に対し、財産管理や身上監護などにより保護・支援するための制度で、補助・保佐・後見の3類型がある。

## 総合福祉センター

豊橋市の地域福祉活動の拠点として、ボランティア活動を支援するためのボランティアセンター、障害者の生活支援のための軽作業訓練室のほか、市民サロンやファミリーサポートセンターなどがある。

## た行

### 第三者評価

公正・中立な第三者機関が専門的、客観的立場から福祉サービスを評価し、情報提供すること。

### 地域福祉センター

福祉ニーズに応じた各種相談、情報の提供、サービスの受付・調整・実施といった在宅福祉の総合的なバックアップを実践する地域の拠点として、市内に4か所設置されている。

### 地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制。

### 地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としている。

### 地区コミュニティ

共同の近隣生活を営む地区住民が連帯意識を高め、生活文化の向上及び社会福祉の増進を図る活動を実施している組織。

## D V

Domestic Violence（Domestic= 家庭内、Violence= 暴力）の略。家庭内に限らず親密な関係にあるパートナーから受ける身体に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動や行動のこと。



### 出前講座

市役所のことやまちづくりについて学習してみたいというグループや学校のもとへ市役所の職員などが講師となって直接出向き、話をするシステム。

### とよはし総合相談支援センター

障害者が身近な場所で安心して生活を営むため、就労支援をはじめ総合的な相談業務を行う基幹型相談支援センター。総合福祉センター内で実施している。

### 豊橋ほっとメール

災害時に強いと言われているインターネットを携帯電話で利用することにより、災害時及び緊急時の正確な情報を入手することができるようにするもの。日本語、英語、ポルトガル語、中国語、やさしい日本語で配信を行っている。

## な行

### 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法などを理解して、認知症の方やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

## は行

### パブリックコメント

行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めること。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧などにより行う。

### バリアフリー

身体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境のため、バリア（障壁）を除去すること。段差などの物理的な障害だけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 避難行動要支援者

災害などにより避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。災害時要援護者とも呼ばれる。

---

## 福祉カルテ

世帯（個人）の同意を得た上で、ひとり暮らし高齢者をはじめとした、今後支援を必要とする可能性のある方の生活状況や緊急連絡先、かかりつけ医などの情報を記録したもの。

## 福祉的就労

一般就労に対し、障害福祉サービス事業所での就労や、就職を目指した訓練を行うこと。

## 放課後児童クラブ

昼間家庭に保護者のいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るもの。

## ボランティアセンター

市民参加によるボランティア活動を通して福祉のまちづくりを進めるため、総合福祉センター（あいたピア）内に設置し、ボランティアについての相談や情報提供、活動室・機材の貸出、ボランティアネットワーク事業の推進、ボランティアの養成・研修事業を進めている。

## ま行

### 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動のほか、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談・支援活動を行っている。

## や行

### やさしい日本語

日本人が普段話す日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的特徴、言語などの違いに関係なく、はじめから全ての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりをおこなっていかうという考え方。

### 要介護・要支援認定者

要介護（要支援）状態にあると認定された介護被保険者をさし、要介護 1～5、要支援 1・2 の区分がある。一般的に、要介護状態とは、寝たきりや認知症などで常時介護を要する状態、要支援状態とは家事や身支度などの日常生活に支援を必要とする状態をいう。